

協議第43号【協定項目18】

## 慣行の取扱いについて

平成16年9月3日提出

むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会

会長 杉山 肅

むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱い			
調整の方針	<p>新市の市章については、現むつ市の市章を引き継ぐ。          新市の市民憲章については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。          新市の花、木、鳥等については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。          新市の表彰制度については、現むつ市の制度を引き継ぐ。          名誉市民表彰制度については、新市において新たに検討する。          新市の市民歌については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。ただし、むつ市と川内町の市町民歌は、各地域で長年親しまれてきたものであるから、地域の要望があれば、地域の愛唱歌として残す。</p>			
区分	新市の市章について			具体的な調整の内容
4市町村の現況				
むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
<p>市章          (昭和35年11月1日制定)</p> 	<p>町章          (昭和42年7月18日制定)</p> 	<p>町章          (昭和38年11月1日制定)</p> 	<p>村章          (昭和46年12月22日制定)</p> 	<p>現むつ市の市章を引き継ぐ。</p>

むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会の調整内容

区分	新市の市民憲章について			
4市町村の現況				具体的な調整の内容
むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
<p><b>むつ市民憲章</b> (昭和56年9月1日制定)</p> <p>わたくしたちは、秀麗な釜臥山にいだかれ、美しい自然と豊かな風土に恵まれた、心ゆたかなむつ市の市民です。</p> <p>わたくしたちは、郷土むつ市を心から愛し、お互いのしあわせを願い、いっそう明るく住みよいまちにするために、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然を愛し、緑ゆたかな美しいまちにしましょう。</li> <li>2. 働くことに喜びと誇りをもち、健康で活力のあるまちにしましょう。</li> <li>3. 下北の中核都市としての誇りと自信をもち、香り高い文化と教育のまちにしましょう。</li> <li>4. 青少年には希望を、老人には安らぎを、そして心のふれあうあたたかいまちにしましょう。</li> <li>5. すすんできまりを守り、安全で明るいまちにしましょう。</li> </ol>	<p><b>川内町愛町憲章</b> (昭和44年4月制定)</p> <p>あすなるの林のさわやかな風、浪々と流れる川内川、きらやかな陸奥湾、この豊かな自然の恵みにわたしたちは感謝をし、ふるさと「川内」を愛します。</p> <p>わたしたちは、生涯において学習する心がけと互いがささえあう温かな心を持って、ふるさと「川内」をより豊かな住みよいまちとするため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わたしたちは、自然豊かな美しいまちをつくりまします。</li> <li>2. わたしたちは、豊かな心と希望にみちた子どもを育てまします。</li> <li>3. わたしたちは、協力しあい研鑽し産業の振興を図りまします。</li> <li>4. わたしたちは、健康で明るい心がかよう家庭をきずきまします。</li> <li>5. わたしたちは、誇りをもってふるさとの文化を高めまします。</li> </ol>	<p><b>大畑町民憲章</b> (昭和45年9月23日制定)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わたくしたちは、郷土を愛し、文化の高い町にします。</li> <li>2. わたくしたちは、元気で働き、豊かな産業の町にします。</li> <li>3. わたくしたちは、新しい時代にふさわしい生活をおし進めます。</li> <li>4. わたくしたちは、健康、安全につとめ、明るく楽しい生活をします。</li> <li>5. わたくしたちは、たくましくやさしく生きぬく子どもを育てまします。</li> <li>6. わたくしたちは、おたがいに協力しあい、感謝し社会に奉仕します。</li> </ol>	<p><b>脇野沢村村民憲章</b> (平成元年4月1日制定)</p> <p>私たちは、脇野沢村民として自覚と誇りをもち、豊かで住みよい活力のある村づくりのため、憲章を定め、その実践に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな海と緑の郷土をつくりまします。</li> <li>2. 心とからだの健全な郷土をつくりまします。</li> <li>3. 安全で明るい住みよい郷土をつくりまします。</li> <li>4. 教育と文化を高め、希望あふれる郷土をつくりまします。</li> <li>5. 生産の響きが広がる郷土をつくりまします。</li> </ol>	<p>合併時に廃止する。 合併後に検討し、必要であれば制定する。</p>

むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会の調整内容

区分		新市の花・木・鳥等について			
4市町村の現況					具体的な調整の内容
	むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
花	はまなす	アジサイ	さくら	さくら	合併時に廃止する。 合併後に検討し、必要であれば制定する。
木	ヒバ	ヒバ	ひば	ひば	
鳥	おおはくちょう	ハクセキレイ	かもめ	かもめ	
魚				たら	

区分		表彰制度(名誉市民)について			
4市町村の現況					具体的な調整の内容
	むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
	なし	なし	<p><b>大畑町名誉町民条例</b> (平成3年12月26日制定) 称号を贈る条件 長年町勢の振興と社会文化の隆興に寄与し、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められる者に対し大畑町名誉町民の称号を贈り、その功績を讃える。</p> <p>選定 町長が議会の同意を得て決定する。</p>	なし	新市において新たに検討する。

むつ・川内・大畑・脇野沢域合併協議会の調整内容

区分	新市の表彰制度について			
4市町村の現況				具体的な調整の内容
むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
<p><b>むつ市表彰条例</b> (平成7年3月17日制定)</p> <p><b>表彰の対象者</b></p> <p><b>功労表彰</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方自治の振興に寄与し、その功績が特に優れたもの</li> <li>2. 教育、学術、芸術、スポーツの振興に寄与し、その功績が特に優れたもの</li> <li>3. 社会福祉、民生の向上に寄与し、その功績が特に優れたもの</li> <li>4. 産業、経済の発展に寄与し、その功績が特に優れたもの</li> <li>5. このほか、表彰することが適当と認められるもの</li> </ol> <p><b>善行表彰</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公益の試しに多額の私財を寄附したものの</li> <li>2. 自己の危難を省みないで人命を救助したものの</li> <li>3. このほか、表彰することが適当と認められるもの</li> </ol> <p><b>文化表彰</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文化賞、文化奨励賞とし、市民又は市に縁故の深いもの</li> <li>2. 文化賞は、特に顕著な功績を収めたもの</li> <li>3. 文化奨励賞は、現に功績が優れ、将来その活躍が期待されるもの</li> </ol> <p><b>スポーツ表彰</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ特別賞、スポーツ賞及びスポーツ奨励賞とし、市民又は市に縁故の深いもの</li> <li>2. スポーツ特別賞は、特に優秀な成績を収めたもの又はスポーツの振興に寄与した功績が特に顕著なもの</li> <li>3. スポーツ賞は、優秀な成績を収めたもの</li> <li>4. スポーツ奨励賞は、現に成績が優れ、将来その活躍が期待されるもの</li> </ol> <p><b>選定</b></p> <p>功労表彰、善行表彰及びスポーツ表彰について審査するためむつ市功労等審査会を、文化表彰について審査するためむつ市文化表彰審査会を置く。</p>	<p><b>川内町表彰条例</b> (昭和46年3月22日制定)</p> <p><b>表彰の対象者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己の危難をかえりみず人命を救助した者。</li> <li>2. 徳行が特に優れ他の模範とするに足りるもの。</li> <li>3. 永年にわたって業務に精励し、勤労尊重の気風を培い他の模範であるもの。</li> <li>4. 永年にわたって地方自治の振興発展に貢献し、その功績が特に優れたもの。</li> <li>5. 教育、学術、体育等文化の発展に寄与し、その功績が特に優れたもの。</li> <li>6. 発明、発見、考察、改良等について、その功績が特に優れたもの</li> <li>7. 社会の福祉、民生の安定に寄与し、その功績が特に優れたもの。</li> <li>8. 保健衛生の向上に寄与し、その功績が特に優れたもの。</li> <li>9. 産業、経済、土木及び交通の等の振興発達に貢献し、その功績が特に優れたもの。</li> <li>10. 貯蓄、納税、消防及び統計について著しく貢献し、又は優れた成績をあげたもの。</li> <li>11. 町の公益のため、1件の価格30万円以上の金品を寄附した人又は100万円以上寄附した団体。</li> <li>12. 功績顕著で、特に表彰することを適当と認められるもの。</li> </ol> <p><b>選定</b></p> <p>町長は、町民表彰に関する事項について、審査させるため川内町表彰審査会を置く</p>	<p><b>大畑町表彰条例</b> (昭和59年1月12日制定)</p> <p><b>表彰の対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治功労 各種審議委員等 概ね10年在職</li> <li>・特別自治功労 各種審議委員等 概ね20年在職</li> <li>・産業功労 著しい事績のあったもの</li> <li>・文化功労 芸術、文化の進展に貢献したものの</li> </ul>	<p><b>脇野沢村表彰条例</b> (平成元年3月27日制定)</p> <p><b>表彰の対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治功労 各種審議委員等 概ね20年在職</li> <li>・特別自治功労 各種審議委員等 概ね20年在職</li> <li>・産業功労 著しい事績のあったもの</li> <li>・文化功労 芸術、文化の進展に貢献したものの</li> </ul>	<p>現むつ市の制度を引き継ぐ。</p>

むつ・川内・大畑・脇野沢域合併協議会の調整内容

区分	新市の市民歌について			
4市町村の現況				具体的な調整の内容
むつ市	川内町	大畑町	脇野沢村	
<p><b>むつ市民歌</b> 【制定時期】 昭和35年11月1日制定</p> <p>【市民歌の内容】 高槻 薫 作詞 陸奥 明 作曲</p> <p>一 新汐の 清しく匂う 海と空 明けゆくところ 躍進へ 腕を組み ああ むつ市 われらここに 力協せ 共に興さん</p> <p>二 深みどり 歴史を染めて 恐山 そびゆるところ 栄えゆく 行手をめざし ああ むつ市 われらここに 希望新た 共に進まん</p> <p>三 生産の 息吹きも若く 下北に幸呼ぶところ 相睦み 文化を咲かす ああ むつ市 われらここに その名讃え 共に励まん</p>	<p><b>川内町民歌</b> 【制定時期】 昭和45年制定</p> <p>【町民歌の内容】 小野 正文 作詞 清野 健 作曲</p> <p>一 下北の空 ぐれないに 新しい陽が のぼるとき むつ湾の波 きらやかに 希望あふれる 川内よ 広い世界に のびてゆく</p> <p>二 あすなる林 さわやかに 緑の風が わたるとき かもしかライン 美しく 景色ひらける 川内よ 明るい未来 よびよせる</p> <p>三 白雪清く ふりつもる かまふせ山を あおぐとき 人みな心 ひきしめて 仕事にはげむ 川内よ 花ひらく春 まちのぞむ</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>合併時に廃止する。 合併後に検討し、必要であれば制定する。 ただし、むつ市と川内町の市町民歌は、各地域で長年親しまれてきたものであるから、地域の要望があれば地域の愛唱歌として残す。</p>

## 先進事例

### 新潟市（編入合併の事例）

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

### 尾道市（編入合併の事例）

- (1) 市章については、尾道市の市章を引き継ぐ。
- (2) 市の花、木については、尾道市に統一する。ただし、2町についてはそれぞれの地区の花・木として継承する。
- (3) 市民憲章については、合併後新たに制定する。
- (4) 都市宣言については、現在の各市町の都市宣言をの精神を引き継ぎ、新市において見直す。

### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

### さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。